「ヤマト便」「らくらく家財宅急便」「単身引越サービス」運送約款

昭和四十五年二月十日 認可
昭和五十年四月一日 改正

目次

第一章 総則
第二章 運送義務
第一節 通則
第二節 集荷
第三節 積込み及び取卸し
第四節 運賃及び料金
第五節 荷造り及び荷作り
第六節 事故
第七節 運賃及び料金（第三十二条―第三十七条）
第八節 責任（第三十八条―第五十一条）
第九節 連絡運輸（第五十二条―第五十九条）
第三章 附帯業務（第六十条―第六十二条）

第一章 総則

（事業の種類）

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条 この約款は、当店が一般貨物自動車運送事業として行う「ヤマト便」「らくらく家財宅急便」「ＢＯＸ便」「クロネコゆうパケット」「単身引越サービス２ＭＡＸ」に適用されます。

2 ＢＯＸ便」「クロネコゆうパケット」「単身引越サービス２ＭＡＸ」に適用されます。

3 法令又は一般の慣習により、この約款に定めのない事項については、当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

（高価品及び貴重品）

第三条 当店は、（現金、小切手、有価証券、貴金属、宝石、美術品その他の高価品及び貴重品）の運送を引受けません。

2 前項の規定にかかわらず、当店は、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は公益上やむを得ない貨物を優先して運送することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当店は、あらかじめ店頭に掲示します。

（運賃、料金、立替金その他の費用）

第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 集荷先及び配達先又は発送地及び到着地（同一地域内にあるときは、一の地域）ごとに、一日

二 一輪送期間 貨物を受け取った日を含め二日

三 ただし、一日本州内の場合は一日とします。

（引渡期間）

第六条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 一輪送期間 貨物を受け取った日を含め二日

二 一輪送期間 集荷及び配達先又は発送地及び到着地

三 ただし、一日本州内の場合は一日とします。

（運賃、料金等の収受）

第七条 当店は、運賃、料金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事務を行います。

（運賃、料金等の支払）

第八条 荷送人は、当店の請求があったときは、当店の指定する場所で運賃、料金等を支払います。

2 荷送人は、当店の請求があったときは、当店の指定する場所で運賃、料金等を支払います。

（受付日時）

第九条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一 貨幣、小切手、有価証券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券、郵便為替証書、白金、金及び白金の製品、宝石、真珠、金剛石、紅玉、緑柱石、猫目石、翡翠、珊瑚及び琥珀

二 美術品及び骨董品

三 容器価格が二万円を超えるもの（動物を除く。）

2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一個又は一組をもってします。

3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の限度）

第十条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の限度額その他その他の特別な取扱いを必要とする貨物の運送を引き受けることができないときは、これを引き受けません。

（荷造り）

第十一条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱いの難易等に応じて、運送に適する荷造りをしなければなりません。

2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、荷造りをすることを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

3 当店は、荷造りを要求しますが、荷造りの不備による損害を負担するものではありません。

（荷札）

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二 個数名

三 品

四 個数その他運送の取扱いに必要な事項

（荷札の発行）

第十三条 当店は、荷送人の請求により、貨物の引換証を発行する場合には、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを発行します。ただし、次の各号の貨物については、これを発行しません。

一 貴重品及び危険品

二 重量、容積又は価額が当店の定めた限度を超える貨物

三 植木類、苗及び危険品

四 動物

五 魚介類その他鮮度が変質しやすい物

六 流動物品（酒類、酢類、醤油、清涼飲料及び液体又は引火等の危険性のない油類を除く。）

七 荷わくその他運送に適しない貨物

八 品代金取立ての委託を受けた貨物

（動物の引渡）

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷受人又は荷受人の指定する者に対して次に掲げる方法により引渡します。

一 荷受人が貨物の引渡しを受けるべき場所に到着したときは、荷受人又は荷受人の指定する者に対して通知を発した時から二十四時間

二 荷受人が貨物の引渡しを受けるべき場所に到着したときは、荷受人又は荷受人の指定する者に対して通知を発した時から二十四時間

（運送の中止）

第十五条 荷受人又は貨物の引渡し前において、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、当店は、運送を中止し、貨物を返還します。

2 前項の規定による返還には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

（指図）

第十六条 荷送人又は貨物の引渡し前において、荷送人が貨物の処分について当店に指図をしたときは、当店は、その指図に従います。

2 前項の規定による指図には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

（危険品）

第十七条 荷送人は、当店の承諾を受けないで、危険品を運送してはなりません。

2 荷送人は、危険品を運送しようとするときは、その品名及び性質を当店に明告しなければなりません。

3 荷送人は、危険品を運送しようとするときは、その荷造りを当店の指定する荷造りとしなければなりません。

4 荷送人が前三項の規定に違反したときは、当店は、その貨物を運送しないことができます。

（荷受人の変更）

第十八条 荷送人は、荷受人を変更しようとするときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷送人は、荷受人を変更しようとするときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷送人は、荷受人を変更しようとするときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第二十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第三十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第四十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第五十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第六十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第七十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第八十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第九十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十八条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百十九条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十一条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十二条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十三条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十四条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十五条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十六条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の引取り）

第百二十七条 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

2 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

3 荷受人は、貨物が到着したときは、当店に対して通知しなければなりません。

（荷